

令和元年度 石狩市教育委員会会議（3月定例会）会議録

令和2年3月25日（水）
第2委員会室

開会 13時30分

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○	/	
委員 門 馬 富士子	○	/	教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也	○	/	
委員 山 本 由美子	○	/	
委員 穴 水 正	○	/	

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	安 崎 克 仁
生涯学習部次長（教育指導担当）	佐 藤 辰 彦
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	松 永 実
学校教育課長	佐々木 宏 嘉
教育支援センター長	開 発 克 久
社会教育課長（兼公民館長）	伊 藤 英 司
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	相 原 真 一
浜益生涯学習課長	成 田 和 幸
学校給食センター長	近 藤 和 磨
生涯学習部参事（指導担当）	山 田 潮
総務企画課総務企画担当主査	扇 武 男
同上	古 屋 昇 一

○傍聴者なし

議事日程

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案審議

- 議案第1号 新・石狩市教育プランについて
- 議案第2号 新・石狩市民図書館ビジョンについて
- 議案第3号 第IV期石狩市子どもの読書活動推進計画について
- 議案第4号 石狩市立学校管理規則等の一部改正について
- 議案第5号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について
- 議案第6号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について
- 議案第7号 石狩市学校運営協議会規則の一部改正について
- 議案第8号 石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 議案第9号 石狩市立学校管理規則の一部改正について
- 議案第10号 石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

日程第3 教育長報告

日程第4 その他

日程第5 次回定例会の開催日程

開会宣告

(佐々木教育長) ただ今から、令和元年度教育委員会会議3月定例会を開会いたします。はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本日の定例会は傍聴者を入れないことといたします。後日、非公開案件以外の資料及び会議録を市のホームページで公開いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

異議なし

(佐々木教育長) それでは、傍聴者を入れないことに決定いたしました。

日程第1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長) 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、山本委員にお願いいたします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第2 議案審議を議題といたします。

議案第1号 新・石狩市教育プランについて

(佐々木教育長) 議案第1号「新・石狩市教育プランについて」、事務局から提案説明願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第1号については、来年度から5年間を計画期間とする新たな教育プランについて決定しようとするものです。詳細は松永総務企画課長からご説明します。

(松永総務企画課長) 私から議案第1号「新・石狩市教育プランについて」ご説明します。新しい教育プランの策定については、昨年10月の教育委員会議定例会に原案を提示いたしまして、翌11月の定例会において協議事項としてお諮りをし、教育委員の皆さんからいただいた、細かな部分も含めたご意見等を反映したうえで、その修正した原案を昨年12月18日から本年1月18日までの間、パブリックコメントの実施をいたしました。その結果については、2月の定例会においてご報告したところであり、寄せられた7件の意見については、参考や不採用としたことで委員の皆さんからご承認をいただきました。従いまして、このような経過を踏まえ、本日配布しています別冊1最終案を提案するものです。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました議案第1号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第1号につきましては、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第1号につきましては、原案どおり可決いたしました。

議案第2号 新・石狩市民図書館ビジョンについて及び議案第3号 第IV期石狩市子どもの読書活動推進計画について

(佐々木教育長) 議案第2号「新・石狩市民図書館ビジョンについて」及び議案第3号「第IV期石狩市子どもの読書活動推進計画について」、事務局から提案説明願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第2号及び議案第3号については、来年度から5年間を計画期間とする新たな石狩市民図書館ビジョンと、第IV期石狩市子どもの読書活動推進計画について決定しようとするものです。詳細は東社会教育担当次長からご説明します。

(東社会教育担当次長) 私から議案第2号「新・石狩市民図書館ビジョンについて」及び議案第3号「第IV期石狩市子どもの読書活動推進計画について」ご説明します。市民図書館ビジョン及び子どもの読書活動推進計画については、令和2年度からの新たな計画施行に向け策定作業を進めてきました。出来上がった素案に対して、昨年12月から1か月間パブリックコメントを実施いたしました。市民図書館ビジョンについては、3件の意見をいただきましたが、参考等であったため変更はありませんでした。また、子どもの読書活動推進計画については、意見がございませんでしたので、両案原案通りとして当初案を令和2年2月14日開催の市民図書館協議会において承認をいただいたところです。以上、ご審議いただけますようお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました議案第2号及び第3号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか

か。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第2号及び議案第3号につきましては、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号につきましては、原案どおり可決いたしました。

議案第4号 石狩市立学校管理規則等の一部改正について及び議案第5号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第4号「石狩市立学校管理規則等の一部改正について」及び議案第5号「石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について」、事務局から提案説明願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第4号及び議案第5号については、新たに義務教育学校の厚田学園が開校することに伴い、関係する条項の改正及び様式の改正追加を行うものです。詳細は松永総務企画課長からご説明します。

(松永総務企画課長) 私から、まず議案第4号「石狩市立学校管理規則等の一部改正について」ご説明します。資料1頁から12頁は、新年度より石狩市立学校として、新しい学校種である義務教育学校の厚田学園を設置し開校することに伴い、所要の改正を行うものです。本規則案の第1条「石狩市立学校管理規則」の一部改正では、同規則第4条の2の別表第1において、小学校には「及び義務教育学校前期課程」、中学校には「及び義務教育学校後期課程」をそれぞれ追記すること、また、同規則第26条で規定する卒業証書について、所要の改正を行うほか、資料4頁と5頁にある通り、新たに義務教育学校前期課程修了証書の様式を設けるものです。続いて、資料6頁と7頁は、本規則案の第2条「石狩市遠距離通学児童生徒の通学費補助に関する規則」の一部改正、資料8頁は、第3条「石狩市立学校施設使用に関する規則」の一部改正、資料11頁は、第4条「招致外国青年就業規則」の一部改正で、これまで各条文において、「公立小中学校

または小学校及び中学校」としていた表記を、「石狩市立学校」に統一して改め、各種申請書の様式においても義務教育学校の新しい校名に対応できるように所要の改正を行うものです。同じく資料 11 頁と 12 頁の、第 5 条「石狩市民図書館条例施行規則」の一部改正では、利用者カードの様式に記載のある市民図書館の分館の内、通称「あいかぜとしょかん」と呼んでいる現在の「厚田小学校学校図書館の所在地」を「厚田学園の所在地」に改正します。第 6 条「石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則」の一部改正では、この規則名を「石狩市立学校図書館の開放に関する規則」に改め、同規則第 3 条の開放事業を行う学校図書館について、下線にありますとおり「石狩市立厚田小学校学校図書館」から「石狩市立厚田学園学校図書館」に改めるものです。なおこの規則の施行日は令和 2 年 4 月 1 日とするものです。

引き続き議案第 5 号「石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について」ご説明します。資料 13 頁になりますが、本件は義務教育学校厚田学園の開校に伴い、同規程第 3 条で「厚田区内の小中学校」から「石狩市立厚田学園」へ改正するものです。施行日は令和 2 年 4 月 1 日とするものです。以上議案第 4 号及び第 5 号について、ご審議宜しくお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました議案第 4 号及び第 5 号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第 4 号及び議案第 5 号につきましては、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第 4 号及び議案第 5 号につきましては、原案どおり可決いたしました。

議案第 6 号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について及び
議案第 7 号 石狩市学校運営協議会規則の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第 6 号「石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改

正について」及び議案第7号「石狩市学校運営協議会規則の一部改正について」、事務局から提案説明願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第6号及び議案第7号については、どちらもコミュニティ・スクールに関連する改正です。本市が4月からコミュニティ・スクールを導入するにあたり、所要の改正を行う部分と、地方教育行政法の一部改正を反映し改正を行うものです。詳細は松永総務企画課長からご説明します。

(松永総務企画課長) 私から、まず議案第6号「石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について」ご説明します。資料14頁と15頁です。新年度に開校する厚田学園と石狩八幡小学校を皮切りに、本市において、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入するにあたり、学校運営協議会委員の任命手続きや教育委員会各課、市長部局及び学校との連絡調整等を行うため、同規則第9条に規定している総務企画課の事務分掌として、(11)学校運営協議会に関することを新たに加えるものです。施行日は令和2年4月1日とするものです。

引き続き議案第7号「石狩市学校運営協議会規則の一部改正について」ご説明します。資料16頁と17頁です。本件の改正理由は、2点あります。1点目、地方教育行政法の第47条の6に規定していましたが学校運営協議会について、地方教育行政法の一部改正により条の番号が第47条の5に改正されたことに伴い、同規則記載のとおり第1条、第4条、第5条、第7条について、下線部分所要の改正を行うものです。2点目ですが、同規則第8条に規定する委員の任命について、委員の定数を「15人以内」から「30人以内」に改正しようとするものです。本市の学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入については、平成30年12月の定例会で令和3年度中に市内全校で導入することについて、また、昨年7月の定例会において、この規則の制定についてそれぞれ議決をいただきました。その後、この4月の開校に合わせて導入する厚田学園と石狩八幡小学校では、これまで開校準備委員会において協議されてきており、その他の市内の小中学校においても、学校運営協議会の設置とコミュニティ・スクールとして、具体的な取組を展開するための準備が徐々に進められているところです。その中で、例えば南線小学校と樽川中学校、花川南小学校と花川南中学校等、今後さらなる小中の連携を図って行くために、1小1中で1つの学校運営協議会を設置する一部の当該校から、コミュニティ・スクールとしての具体的活動を展開していくために、より実効性のある組織体制を検討し、構築していきたいとの打診を受けました。具体的な活動取組とは、例えば地域と学校が連携をした行事やイベント、子どもの健全育成や地域防災、安全安心に寄与する活動、保護者や地域の方々の参画を得た授業の補助や学習支援、清掃美化活動等の学校を支援する活

動、コミュニティ・スクールの取組をお便りや町内会の回覧、ホームページ、年間計画を示したカレンダーの作成等の広報活動、学校関係者評価やアンケート等でコミュニティ・スクールの活動に対する評価を行う取組活動を展開していくために、この規則の第8条に規定している委員構成の各種別の方々（1）から（8）までの方々がこういった取組活動を行ういくつかの部会に参画していただき、コミュニティ・スクールとしての組織構成をして運営していくものです。また、教育委員会事務局としては、より良い学校運営に向けた活動が円滑に実施されるためには、特にこの規則第8条の（3）対象学校の運営に資する活動を行うものということで、本市がこれまで行っている学校支援本部事業のコーディネーターの方や学校支援のボランティアの方々が、年数回開かれる学校運営協議会の会議にも、出席していただいて協議に加わっていただくことが必要と考えております。このように、一部の学校から令和3年度からの導入に向けた準備としての具体の打診提案について、尊重すべきと考え、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の本来の趣旨・目的を実現するために、委員の定数の改正は、必要な措置ではないかと捉え、規則制定時に規定していましたが「15人以内」から、「30人以内」に改正しようとするものです。施行日は令和2年4月1日とするものです。以上議案第6号及び第7号について、ご審議宜しくお願いいたします。

（佐々木教育長）ただ今、事務局から提案説明がありました議案第6号及び第7号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

（松尾委員）学校現場からのニーズに応じて、変えていくというのは素晴らしいことだと思います。今後も、導入までの間にいろいろなことがあると思いますが、引き続きご配慮をお願いします。

（佐々木教育長）他に質問等ございませんか。

質問なし

（佐々木教育長）質問等がないようですので、議案第6号及び議案第7号につきましては、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第6号及び議案第7号につきましては、原案どおり可決いたしました。

議案第8号 石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

(佐々木教育長) 議案第8号「石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、事務局から提案説明願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第8号については、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布により、文部科学省から今年1月に示された指針の告示に基づいて、教育職員が業務を行う時間の上限を規則で定めようとするものです。詳細は佐々木学校教育課長からご説明します。

(佐々木学校教育課長) 私から、議案第8号「石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」ご説明します。資料18頁と19頁です。この規則の制定の背景としては、公立学校職員の働き方改革を推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部が改正され、文部科学省が平成31年1月に策定した、公立学校教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが、法的根拠のある指針に格上げされたところから、これを受け服務監督者である市町村教育委員会においても、法改正及び指針策定の趣旨に鑑み、教育職員の業務量の適切な管理を図るための措置を講ずるため、上限方針がより実効性のある規則等で定めることが求められることから、本規則を制定するものです。第1条では、道教委が現在一部改正を進めている公立義務教育諸学校等の教育職員等に関する特別措置条例第8条に基づき、教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるとしています。第2条第1項では、教育職員が業務を行う時間から、所定の勤務時間を除いた時間を、次の各号にあげる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うとしており、第1号においては、1日の業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間を45時間とし、第2号では、その1年間の合計時間を360時間としています。第2項では、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することが出来ない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合における、上限時間の例外規定を定め

ているところです。第1号では、1か月の合計時間を100時間未満とし、第2号では1年間の合計時間を720時間としています。第3号では、例外であっても1年の内、1か月時間外業務を行う時間が45時間を超える月数を6月とし、第4号では連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間において、各月の1か月時間外業務を行う時間の、1か月あたりの平均時間は80時間としています。第3項では、前2項に定めるもののほか、教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために、必要な事項については教育委員会が別に定めるところです。施行日については、令和2年4月1日とするもので、経過措置として令和2年8月31日までの間における規則第2条第2項第4号の規定の適用については、同号中の6か月のそれぞれの期間とあるのは、令和2年4月以降の期間に限るものとするものです。宜しくご審議のほどお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました議案第8号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

(松尾委員) 第2条第3項ですが、必要な場合は別に定めるとなっていますが、何か今の時点でこの規則に定めなければいけないもの、想定されているものはありますか。

(佐々木学校教育課長) 基本的には、制定されている「石狩市立学校における働き方改革推進計画」や「部活動の在り方に関する方針」において定めていく部分と、本規則の制定に伴い、道教委でもアクションプランを見直ししています。その改定が3月にあり、それを受けて市の推進計画の改定に取り組む予定となっています。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第8号につきましては、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第8号につきましては、原案どおり可決いたしました。

議案第9号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第9号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」、事務局から提案説明願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第9号について、本件は小学校指導要録において、学習指導要領の改訂により、評価の観点の変更や外国語教育の充実に伴う様式の改正と特別支援学級における様式の所要の改正を行うものです。詳細は佐々木学校教育課長からご説明します。

(佐々木学校教育課長) 議案第9号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」ご説明します。資料20頁から26頁です。今回の一部改正は、令和2年度から小学校の新学習指導要領が全面実施されることに伴い、新学習指導要領に対応した学習指導と学習評価を行うため、文部科学省から評価の観点とその趣旨、関係様式が示されたため、それに合わせた形で小学校の指導要録の様式について所要の改正を行うものです。資料21頁の、別記第9号様式その1「小学校児童指導要録の指導に関する記録」、こちらにおいて様式左部分にある各教科の観点別学習状況の評価観点について、国語、社会等教科が縦に並んでいる部分ですが、新学習指導要領の学習評価に合わせるため、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」こちらの3点に整理して示すよう改正を行うものです。2か所目については、教科の一番下にある来年度から教科化される「外国語」を追加するものです。これは5年生と6年生の部分になります。3か所目につきましては、様式の右側中央にある「外国語活動の記録」の部分です。3、4年生に該当するもので、従来観点別に設けていた文書記述欄を一本化し、評価の観点に則して、記入するよう改正をするものです。資料22頁は、様式その3「特別支援学級用の指導要録」についてです。これまで特別支援学級の児童に対して、特別支援学級用記述による評価と、児童生徒の特性に合わせた、一般の指導要録を使用して来ましたが、文部科学省が参考様式として示している様式に合わせるため、今まで使用してきた「特別支援学級用」を「特別支援学級知的等用途」として、資料23頁は、その4として、新たに知的な遅れがない児童に使用する「肢体不自由等用」を新たに定めるものです。施行日については、令

和2年4月1日とするものです。宜しくご審議をお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました議案第9号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第9号につきましては、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第9号につきましては、原案どおり可決いたしました。

議案第10号 石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第10号「石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」、事務局から提案説明願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第10号について、本件は公務災害の補償制度の適切な運用を図るため、所要の改正を行うものです。詳細は佐々木学校教育課長からご説明します。

(佐々木学校教育課長) 議案第10号「石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明します。資料27頁と28頁です。今回の一部改正は、北九州市において非常勤職員の遺族による公務災害補償の申し出が認められなかったことに対し訴えがあり、市が敗訴したことを受け、公務災害補償制度の適切な運用を図るため、総務省から関係通知が出されました。これを受け本市においても関係部分の一部改正を行うものです。改正の内容としましては、資料27頁の第2条下線部分、災害の報告について、学校長は職権探知のほか、学校医等、または、その遺族から申し出があった場合も同様とすることとしています。第3条第2項では、学校長

の報告が公務外と認定した場合であっても、被災学校医等にその理由等について通知することとしました。その内容としては、災害を受けた者の氏名、傷病名、災害発生年月日、公務上の災害でないと認定した理由等を通知するとしています。また、28 頁同条第 3 項では、審査申立の教示に関する規定を新規で追加することにより、実施機関が行った認定に対し、審査の申し立てをすることが出来ることを新たに明らかにしたものです。この規則の施行日は、公布の日から施行するとするものです。宜しくご審議をお願いします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました議案第 10 号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、議案第 10 号につきましては、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第 10 号につきましては、原案どおり可決いたしました。

日程第 3 教育長報告

(佐々木教育長) 次に、日程第 3「教育長報告」を議題といたします。3 月定例会の教育長報告につきましては、お手元にお配りしている資料をご覧くださいまして、報告に代えさせていただきたいと思います。また、併せて 2 月と 3 月の建設文教常任委員会及び予算特別委員会での質疑の趣旨をお配りしておりますのでご覧いただきたいと思います。その中で、質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 2 月 15 日「三岸太郎氏との懇親会」がありますが、三岸太郎氏とはどのような方ですか。

(佐々木教育長) 三岸太郎さんは、三岸好太郎さんのお孫さんに当たる方です。平和の灯り作品コンクールの絵画部門の優秀作品に、平和の灯り推進委員会が

三岸好太郎賞を昨年から贈ることになり、そのプレゼンターとして、お孫さんの三岸太郎さんを招聘いたしましたので、懇親会を実施しています。

(門馬委員) 三岸太郎さんは、やはり画家ですか。

(佐々木教育長) 三岸太郎さんの職業は画商です。

(門馬委員) わかりました。

(松尾委員) 市議会の伊藤議員からの質問ですが、公民館の在り方の検討ということで、答弁の中で、学び交流センター等施設名も入って答弁をしていますが、現在の検討状況を教えてください。

(伊藤社会教育課長) 私から、公民館の移転の検討状況についてご報告します。昨年の4月以降公民館の移転について検討しています。その検討の中で、公民館で現在活動している団体に「もし、公民館が閉鎖となれば他のどのような場所で活動が可能か」ということについて各団体に聞き取りをしたほか、「その団体が公民館以外どういった施設で活動が可能なのか」ということを、施設を所管している市長部局に対してもヒアリングを行っているところです。また、関係部局が集まって、話し合いを2度行っていますが、回数・場所を含めて団体の希望するような状況で、すべて受け入れができるものとなっていないのが現状です。こういったことから、再度検討を行うとしていたところ、学び交流センターに入所している社会福祉法人から退去の申し出があり、改めて今後の状況について検討を行うとしています。

(松尾委員) まさにこれから、検討の入り口に立っているという状況でよろしいでしょうか。

(佐々木教育長) 委員おっしゃるとおりです。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) この教育長報告で、訂正が一つあります。3月24日行政改革推進本部会議とありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催となりましたので宜しく願いいたします。

(佐々木教育長) 他に質問等はございますか。

質問なし

(佐々木教育長) 他に質疑等がないようですので、教育長報告については了承と
いうことでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、教育長報告については了承をいただきました。

日程第4 その他

(佐々木教育長) 次に、日程第4 その他を議題とします。事務局からありませんか。

(安崎生涯学習部長) お手元に3月24日付け文部科学省からの通知と、ガイドラインの資料を配布しています。新年度が間近に迫り、教育活動の再開に向けてのガイドラインが文部科学省から示されました。今後においても、児童生徒や教員に感染が判明した場合は、当該学校の臨時休業の必要性についても都道府県と相談をしながら、検討するよう示されています。通知の3頁、専門家会議で重要視されている3つの要件ということで、「換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底」、「多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮」、「近距離での会話や大声の発声をできるだけ控える」という3つの条件が揃う場合が危険であると言われているため、これを極力避けるようになっていますが、学校の中では条件をクリアすることは難しい現状となっています。4頁(2)では、多くの学校では人の密度を下げることは限界があると認められていますので、咳エチケットの要領でマスクを装着するようにと求められています。ただし、市中でマスクを求めることが非常に困難となっていますので、全員がマスクを装着して学校へ毎日来るということは限界があると思っています。ただ、ご家庭で手作りマスクを作成するという方法もありますので、新年度はその辺りを周知しながら行っていく考えでいます。また、毎朝の検温、風邪症状があれば学校への登校回避、手洗い、咳エチケットの徹底です。登校すべきではないと判断された場合には、欠席ではなく出席停止の扱いとします。さらに問題となるのが一斉臨時

休業に伴う学習の遅れです。7頁(1)、可能な限り令和2年度の教育課程内での補充のための授業や、教育課程に位置付けない補習を実施することと示されています。ただし、(2)で各設置者等の判断で長期休業期間を短縮したり、土曜日に授業を行ったりすることは可能ではありますが、児童生徒、教員の負担も考えて行うよう示されています。土曜日に授業行くと、教員は長期休業中に振替となりますので、土曜授業の実施回数が増加すると振替が不可能となる事態も予想されます。一番間近に迫っている問題として、入学式、修学旅行等があります。修学旅行については、中学校が4月に計画をしていたところ、すべてキャンセルができ、キャンセル料がかからないと報告を受けています。入学式については、明日教育長が出席するテレビ会議で方向性が出されるものと思いますので、それを受けて速やかに各学校へ連絡をして、各学校で3つの条件が重ならないように工夫していただくこととなります。

(佐々木教育長) 明日のテレビ会議において、新学期、入学式の対応について、ご意見をいただきたいと道教委から連絡が来ています。委員の皆さんから、入学式はこうしたらいいのではないか、また、新学期を再開するに当たってこういうことに気がついた方がいいのではないかと、お気づきの点があれば、ここで聞きしたいと思います。

(松尾委員) 個別のことではないのですが、卒業式に関してはあまり時間がなかったもので、じっくりとした検討が出来なかったと思いますが、入学式に関しては、まだ時間もありますので、卒業式での現場の状況も踏まえて、そういったところを反映できるよう、新型コロナウイルス感染症の防止を行いながら、行事としての必要なところは行っていくようご検討いただきたい。

(佐々木教育長) わかりました。その他ございませんか。

(穴水委員) 3つの条件をクリアすることは、卒業式の時も実施予定の入学式の場合も条件的には同じだと思います。今日の新聞報道によれば道教委では、入学式については、卒業式と同様に来賓や保護者の参加を制限するとなっています。また、児童生徒同士の距離を空ける等措置したうえで実施するとなっています。ただし、小学校は入学生の年齢や安全面を考慮して、保護者が参加できるよう考慮するとの考え方です。いまのところ、専門家会議の延長で考えれば、この程度なのかなと思います。参加者数をいくらか制限して、間隔を空けながら、学校が感染症のクラスターにならないように配慮しながら行なわなければならないと思います。ただ、スペース的に考えて授業については、教室を2倍にすると

いうことはできないので、できるだけ机を離して行わなければならないと思います。

(佐々木教育長) 今回文部科学省から出ているガイドラインでは、何メートル離すといった具体的なことは出ておりませんので、学校再開となればそこまで求めないといった判断なのだろうと思います。

(門馬委員) 今のお話で、この3つの条件③を小さい子供に理解をさせるということはかなり難しいのではないかと思います。②についても、授業中はできたとしても休み時間ともなれば体育館で遊ぶわけですから、この2つの条件を満たすとなれば先生方は苦勞されると思います。

(佐々木教育長) 3つの条件が重ならないようにするには、特に換気を十分に行うということになるかと思います。

(門馬委員) それと先生方が子どもたちの動きに始終、目を配ることが必要と思います。

(山本委員) 学校では、卒業式の時にもかなりご検討されたかとは思いますが。保護者は式の時は2名までとかに制限しないと、今の入学式は保護者が4名位になり、多くなる傾向があります。小規模校であれば対応できるのですが、大規模校になると難しく保護者の出席を1、2名に制限し、あとは換気を十分にしてい、手洗いの指導を徹底することになるのではないかと思います。

(門馬委員) この際、規則正しい生活、十分な睡眠、食事、適宜な運動を行う等生活指導を行えたらと思います。

(松尾委員) 換気でいうと、窓を常時開けている状態であれば、服装等十分ご配慮くださいとのアナウンスがあればと思います。

(穴水委員) 学校の場合、消毒作業はいろいろ教職員の方々に時間と労力を掛けて実施されていますが、消毒液等が入手出来ているのかという問題があります。

(佐々木教育長) 手指消毒用のアルコール消毒液については、市役所でも入手できない状態です。ただ、ドアノブなどの消毒は、入手可能な次亜塩素酸ナトリウム系を薄めて使用することができるものと考えています。

(穴水委員) 登下校の折に、手指を消毒するアルコール消毒は、学校でも必要なのではないかと思えます。

(佐々木教育長) そのアルコール消毒液が入手困難となっており、手指の消毒はアルコール消毒液でなくても、石鹸で手を洗えばウイルスは取れるといわれていますので、手洗いの指導を徹底していくことにしています。

(松尾委員) 手洗いの指導の徹底についても、先生方にご苦勞をかけることになると思えます。

(佐々木教育長) 新聞報道をされている限りでは、入学式の実施方法については妥当と思われれます。また、それ以外の指導をどう徹底していくかということになると思えます。このようなご意見をいただきましたので、明日のテレビ会議に臨みたいと思えます。

(佐々木教育長) その他について、委員の皆さんからありませんか。

(門馬委員) 厚田学園について、開校式は実施するのですか。

(松永総務企画課長) 4月6日入学式の日に関校のセレモニーを組んでいます。新しい校旗を渡すセレモニー等予定していますが、時間を短縮する動きもあるので、どう行かうかまだ最終判断をしていない状態です。また、厚田学園、石狩八幡小学校については、別日程で開校式典を7月、11月にそれぞれ予定が組まれています。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 私から、石狩市の社会教育施設の休業については、北海道の施設と同じく今月いっぱい休館としていますが、北海道の施設は4月以降には開館する動きがあるようですので、本市においても、来週の前めには4月以降の方向性を決めていきたいと考えています。

(佐々木教育長) その他ございせんか。

その他なし

(佐々木教育長) その他がないようですので、日程第4 その他を終了します。

日程第5 次回会議の開催日程

(佐々木教育長) 次に、日程第5 次回会議の開催日程を議題とします。次回は、4月28日火曜日、13時30分から予定しておりますので、宜しく願いいたします。

閉会宣告

(佐々木教育長) 以上を持ちまして、3月定例会の案件は、全て終了いたしました。これを持ちまして、令和2年度教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

閉会 14時41分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 2 年 4 月 28 日

教育長 佐々木隆哉

署名委員 山本由美子